

明治10年代における中学校の整備について

学校教育学研究室

星 野 三 雪

On Arrangement of Secondary School in the Period of Second Decade of Meiji Era

Miyuki Hoshino

Intoroduction

I Arrangement of the Secondary School in the Second Decade of Meiji Era

1. The Legal Arrangement—Differences between Two Dcrees: *Gakusei* (modern national school system) and *Kyoikurei*—
2. Appeared Changes in the Numbers of the Secondary School in the Ministry of Education Year Book

II Background for Arrangement of The Secondary School—the Development of Educational Needs—

1. Social Changes in the Second Decade of Meiji Era
2. The Development of the Educational Needs in the Second Decade of Meiji Era

III The Significance of Arrangement on the Secondary School

1. The Task of the Secondary School
2. Clarification of Contents, Level and Arrangement of Forms of Secondary School Education
3. Permeated Education and Institutionalization of Education

Summary

The second decade of Meiji era is an epochal period for secondary education. In this period, decrees concerning the secondary school were arranged into a series of laws, while the objectives of the secondary school came to settle down to the society and also to the educational system.

The significance of the arrangement of the secondary school can be summarized in the following three points: Firstly, in this period, they had a difinition of two objectives, namely, to bring up “local leaders” who were needed in the change and development of the society and industry in Japan in those days, and in this connection to “give higher general subjects” in order that one could undertake an occupation higher than that of ordinary men, or go up to the higher educational institute. Secondly, in this period, the secondary school was required, as its precondition, to be furnished with the subjects in conformity with the general teaching program for secondary school and to have qualified teachers, facilities and equipments in conformity with a general rule for secondary school. Thirdly, in the course of the clarification of the connection between three levels of the educational institution, viz., primary and secondary schools and university, by arranging the educational system in general, the position of secondary school became definite, whereupon the objectives, contents and levels of the secondary school education became definite.

明治10年代における中学校の整備

はじめに

- I 明治10年代における中学校の整備
 - 1 法令上の整備——「学制」と教育令とのちがひ——
 - 2 文部省年報統計にみる中学校数の変化
 - II 中学校整備の背景——明治10年代における教育要求の発展——
 - 1 明治初年代の社会的変化
 - 2 明治10年代における教育要求の発展
 - III 中学校整備の意義
 - 1 中学校の任務
 - 2 中学校の教育内容、水準の明確化と形態の整備
 - 3 教育の普及と教育制度の整備
- 註

はじめに

明治10年代は、中学校教育にとって一つの画期となる時代である。すなわち、明治12年に教育令が出され、「学制」が廃止された。教育令は中学校を「高等ナル普通学科ヲ授クル所」⁽¹⁾と規定した。このもとに中学校教則大綱⁽²⁾（明治14年）、中学校通則⁽³⁾（明治17年）が出され、中学校で教えるべき学科目、修業年限などとそれを教授しうる前提としての学校の施設、設備、書籍器械、有資格教員の数など中学校に必要な諸々の基準が具体的に定められた。

このように、明治10年代において中学校に関する諸規定が、法令上整備された。これは中学校という教育機関の目的が社会的にも、また教育制度の上からも当時において次第にその位置を定めて来たことを示している。

ところで、この時期の中学校に関する文部省の施策に対する評価は、これまでの研究において、必ずしも一致しているとはいえないように思われる。それを端的に示す一つの事実は、中学校教則大綱をめぐる評価の相違である。

阿部重孝は中学校教則大綱を『学制』の精神を継承すると同時にそれまでの中学校の発達を顧慮して定められたもののように思われる。……この定義は、中学校を予備校化する基をなしたものと解すべきではない⁽⁴⁾とみた。また桜井役も中学校教則大綱によって「中学校は其形式内容の基準定まり、中学教育はここに新紀元を画するに至った。而して教則大綱が中学校の目的を普通教育と予備教育を兼ねるものと明示したことは中学教育史上注目すべき規定である」⁽⁵⁾と評価した。

このような中学校教則大綱に対する見地は「明治三十

二年の『中学校令』の改正の伏線」⁽⁶⁾という宮原誠一・宮坂広作らの評価とくい違いを示している。すなわち、宮原・宮坂らは「『中学校教則大綱』は中学教育の任務、階級的性格を規定するとともに、教育内容、年限についてきびしい統制をはかった。……（それは）『学制』の単線型を複線型に修正する契機をなした」⁽⁷⁾という。

また山内太郎は、教育令頒布以降の中学校に対する中学校教則大綱も含めた文部省の施策を「中学校正格化」の過程と捉え、それは「完全なる高等普通教育の実現を目ざし、もって学校制度の秩序をたてることが狙いであった」⁽⁸⁾とする。これは中学校教則大綱をもって「複線型の端緒的形成」とする宮原・宮坂らの評価と同じではないが、その施策の直接的契機を「教育内発想」⁽⁹⁾のみならず、「政治的な意図や要請」⁽¹⁰⁾すなわち自由民権運動に対応する政策の中に見いだそうとしている点では宮原・宮坂らと共通している。

総じて、これまでの研究では中学校教則大綱が中学校の目的を定め、その基準を明確にしたという点で、認識は一致している。しかし、それが「学制」の精神を受け継いだか否か、「統制」「切り捨て」とみるのか肯定的にみるか、あるいはその動機を「政治的な意図や要請」とかかわってどのように見るかは評価の異なるところである。

この評価の相違は、一つに、明治12年度から同13年度にかけて文部省年報の統計において中学校が784校から187校へと「激減」したという事実をめぐるように思われる。

すなわち、桜井役は明治13年後における中学校数の変化を次のように説明している。

「斯の顯著なる減少は、前年に公布せられた『教育令第四条』に於て中学校の資格を確定したるに因るものである。従来に於ては教授科目等はざるものも、其程度の稍高きものは之を中学に計入したが、十三年度よりは中学の正格に合はざるものを除外して、各種学校に属せしめたのである。即ち大約六百三十七校の私立中学が本年度に於て、全く絶滅に帰したのではなく、随って此の顯著なる減少も、決して中等教育の衰頽を表わすものとは云ふべからず、むしろ教規漸く具備して賢実なる発達を示すものと見るべきであった」⁽¹¹⁾（傍点は桜井）

このように桜井は、明治13年度における中学校数の変化は「中等教育の衰頽を表わすものとは云ふべからず」とみているが、これに対して宮原、宮坂らは「1879～80年度における中学校数、生徒数の激減ぶりはたいへんなもので、多くの青年が中等教育を受ける機会を失ったわ

けである⁽¹²⁾と中学校数の減少即「多くの青年が中等教育を受ける機会」のそう失ととらえている。また、山内は、「このいわゆる中学校正格化の過程は、反面また初期において内容偏頗の私立中学校が大巾に排除され、十七年以降は更に規模薄弱な町村立中学校がいわば強行的に淘汰される、地方中学校にとってはまさに厳しい切り捨ての過程でもあったのである⁽¹³⁾とみている。

桜井と後二者との相違は、桜井が、従来の「中学」が「各種学校」に計入されたという統計上の変化を根拠に、「私立中学が……絶滅に帰したのではない」とみていることである。

以上の先行研究⁽¹⁴⁾における評価の相違の問題は、明治10年代の中学校に関する研究をすすめる場合、文部省の施策——法令それ自体の整理と同時に文部省年報の学校数の統計の整理をあらためて行なうことを求めている。

そこで本稿では、今後、明治10年代における中学校に関する文部省の施策に対する評価と先行研究の検討をすすめていくための予備作業として、明治10年代の中学校に関する法令の整理と中学校数の変化の整理を行ない、それらが、当時の我国の教育、社会の要求、発展段階の中でどのような意義をもっていたか考察を試みたい。なお、法令を扱う際に、教育令と中学校教則大綱、中学校通則を全体としてとらえ、それらをその先行する法令である「学制」との比較をみることによって、明治10年代の法令の整備の意義を法令それ自体の変化からも示すことを試みた⁽¹⁵⁾。

I 明治10年代における中学校の整備

1. 法令上の整備——「学制」と教育令とのちがいがい——

明治12年9月「学制」が廃止され、教育令が「太政官布告第四十号」として出された。教育令は、学校に関して「学校ハ小学校中学校大学校師範学校専門学校其他各種学校トス」(第二条)と規定し、中学校については、第四条で「中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授クル所トス」とした。教育令は、翌明治13年12月に部分改正されたが、このとき第四条の中学校の規定は改められていない。第五十条として「各府県ハ土地ノ情況ニ随ヒ中学校ヲ設置シ……」⁽¹⁾という条文が付加されたのみであった。

この教育令のもとで文部省は、明治14年7月、十三ヶ条からなる中学校教則大綱を出した。これによって中学校は「高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ルカ為メニ必須ノ学科

ヲ授クル」(第一条)という二つの目的をはじめて付与されることになった。ここで中学校は、修業年限4年の「初等中学科」と同2年の「高等中学科」に区分され⁽²⁾、「土地ノ情況ニ因」っては「普通文科、普通理科」「農業、工業、商業ノ専修科」を置くことが可能とされた⁽³⁾。入学資格は「初等中学科」は「小学中等科卒業以上ノ学力アル者」⁽⁴⁾(第七条)と定められた。また中学校を卒業することによって「初等中学科」の場合は「高等中学科ハ勿論普通文科、普通理科其他師範学科、諸専門ノ学科等ヲ修」めることのできる資格、「高等中学科」の場合は「大学科、高等専門学科等ヲ修」めることのできる資格が付与されることが認められた。中学校教則大綱は、このように中学校への入学資格および卒業によって得られる資格を示すことによって、中学校で行なわれるべき教育のレベルを明らかにしたといえるが、その学科目は次のようであった。

「初等中学科」は「修身、和漢文、英語、算術、代数、幾何、地理、歴史、生理、動物、植物、物理、化学、経済、記簿、習字、図画及唱歌、体操」(第三条)の19学科目、「高等中学科」は「初等中学科ノ修身、和漢文、英語、記簿、図画及唱歌、体操ノ続ニ三角法、金石、本邦法令ヲ加ヘ又更ニ物理、化学」の12学科目であった⁽⁵⁾。

ついで明治17年には中学校通則がだされ、「中学校ハ此通則ニ遵ヒテ之ヲ設置シ中人以上ノ業務ニ就ク者若クハ高等ノ学校ニ入ル者ノ為メニ忠孝彝倫ノ道ヲ本トシテ高等ノ普通学科ヲ授クヘキモノトス」(第一条)とあり、以後、中学校は、この中学校通則にもとづいて設置されることが定められた。教則については「中学校教則大綱ニ拠ルヘキモノトス」(第二条)と定められた。このもとで校長、中学校たる要件を満す教員、教場、教具、経費などに関する規定が行なわれた。

例えば中学校教員については「中学校ハ教員中少クトモ三人ハ中学師範学科ノ卒業証書又ハ大学科ノ卒業証書ヲ有スル者ヲ以テ之ニ充ツヘキモノトス」(第四条)とし、中学校を構成するのに必要な有資格教員の数を示した。また教具として「図画及博物、物理、化学等ノ器械標本類ヲ備」⁽⁶⁾えることが教授上必要とされた。ほかに、施設としては「生徒ヲ教授スルニ足ルヘキ教場、物理化学ノ試験室、体操場及生徒ノ扣所、職員ノ詰所等」⁽⁷⁾を設けることが定められた。

更に文部省は、明治17年8月中学校師範学校教員免許規程⁽⁸⁾を達し、中学師範学科、大学科の卒業証書を有しない者に対しても「中学校師範学校ノ教員タラント欲スル者ニハ品行学力等検定ノ上文部省ヨリ免許状ヲ授与スル」(第一条) ことによって中学校の教員になる途を

開いた。

このように、明治10年代には、中学校に関する法令の整備がすすめられた。これら、教育令のもとでの中学校に関する法令とその先行する法令すなわち「学制」と比較してみると次のような相違が指摘できる。

第一に法令の性格の違いである。すなわち、教育令では、従来文部省布達の「学制」に含まれていたものが、太政官布告として出されるようになった。これは、太政官のレベルで学校、教育制度全体について規定したという点で法体系上からみて法令の格上げといえる。そして、教育令のもとで中学校教則大綱、中学校通則が文部省の「達」として出されるなど、文部省レベルでの諸規定も一層具体的になり、法令は整備された⁽⁹⁾。

第二に目的規定についてみよう。「学制」の「中学」は「小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所」(第二十九章)としたが、この「中学」の中には、「普通ノ学科ヲ教ル所」としての「中学」のほかに「諸工術ノヲ教」える「工業学校」をはじめ、「商業学校通弁学校農業学校諸民学校」「廃人学校」も含んでいた⁽¹⁰⁾。また、「洋語」や「医術」を教えるものも「変則」ではあるが「中学」の中に含まれていた⁽¹¹⁾。これに対して教育令のもとでは、中学校の目的を「高等ノ普通学科ヲ授クル所ニシテ中人以上ノ業務ニ就クカガメ又ハ高等ノ学校ニ入ルカガメニ必須ノ学科ヲ授クルモノ」⁽¹²⁾とした。そして「初等中学科」「高等中学科」に区分されたが、「学制」において「中学」に含まれていた「工業学校商業学校……」などは、中学校の中に含まれなくなった。つまり、教育令のもとでの中学校は「高等ナル普通学科ヲ授クル所」⁽¹³⁾のみに単純化されたのである。

第三に、施設、書籍器械、教員などの規定をみよう。施設については、「学制」では、「中学」に必要な特別な施設についての規定はないが、教育令のもとでは、前に述べたように中学校通則で普通の「教場」に加えて、「物理化学ノ試験室、体操場」などもつことが定められるようになった。また、書籍器械については、「学制」は「当今中学ノ書器未タ備ラス此際在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ……変則中学ト称スヘシ」⁽¹⁴⁾とあるように、「書器」が不十分なまま新しい学校制度が出発するという当時の事情にそくして規定されていた。これが教育令のもとでは、「図画及博物、物理、化学等ノ器械標本類」を備えることが、中学校たるの必要条件とされるようになった。教員は、「学制」では「中学校教員ハ年令二十五歳以上ニシテ大学免状ヲ得シモノニ非サレハ其任ニ当ルコトヲ許サス」⁽¹⁵⁾と個々の教員の資格の明示のみであっ

た。これに対して、教育令のもとでは「中学校ハ教員中少クトモ三人……」⁽¹⁶⁾とあるように、中学校を構成する教員のうち三名以上の有資格教員がいることが求められるようになった。以上のように、教育令のもとでは、「学制」と比較すると教具、施設などについての要求が具体的になり、教員についても個々の教員が、どのレベルの教育内容を教えることができるかという資格のみならず、中学校を構成する基準として複数の教員をおくことが示されるようになったといえる。

第四に教育機関の形態の問題である。すなわち、「学制」にあつては「私宅ニアリテ中学ノ教科ヲ教ルモノ教師タルヘキ証書ヲ得ルモノハ中学私塾ト称スヘシ其免状ナキモノハ之ヲ家塾トス」⁽¹⁷⁾(傍点は引用者)と規定しているように、「中学」の中に私塾、家塾という「塾」形態のものも含んでいた⁽¹⁸⁾。しかし、教育令のもとでは、このような塾形態のものは、学校階梯に属する教育機関の形態としては、法令上とり除かれることになった。

2. 文部省年報の統計にみる中学校数の変化

明治10年代において、中学校に関する法令上の整備の進行に伴って、中学校数の上でも変化がみられる。すなわち、明治9年から12年にかけて急増をたどっていた中学校数が文部省年報(以下「年報」とする)の統計において、明治12年度から13年度にかけて784校から187校へと「激減」した。このうち多くは私立中学校の変化であった。この「減少」傾向は明治16年度までは私立中学校に主に現われ、同17年度以降になると公立中学校、とりわけ町村立中学校にもみられるようになる。表(14) 学校(中学)数の統計表を参照のこと)

はじめにも述べたように、従来の研究では、明治10年代にみられる中学校数の「激減」をもって、「中学校則大綱、中学校通則などが出されたことによる中学校の「切り捨て」、陶汰」があったとも説明されている。しかし、このことの評価の確定には一考を要するように思われる。それは桜井の指摘するように「年報」の統計基準自体、各年度によって違いがあり、この変化に着目する必要があるからである。

明治11年度において「中学」に計入されたものについて「中学校ハ高尚ナル普通学科ヲ授クル所ニシテ其教科ノ具備セサルモノノ如キハ固ヨリ中学ノ品格ヲ備ヘス然レトモ本年ノ年報ニハ此等ノ学校モ亦之ヲ算入ス」⁽²⁰⁾とある。また同12年度には「私立中学校其教科完備セズシテ中学ノ品格ヲ具ヘザルモノアリト雖モ亦之ヲ中学校中ニ計入ス」⁽²¹⁾、「前年報(明治11年度——引用者註)ニハ外国語学校中ニ計入センモノモ其学科ノ程度ニ由リテ

表1 明治初年代から10年代の中学校（「中学」）数の変化

	中学校（「中学」）**				外国語学校				各種学校			備考	
	官立	府県立	町村立	私立計	官立	公立	私立	計	公立 府県立	私立 町村立	私立計		
明治6		公立3		17				20				19	
7		11		21	9	8	34	91					
8		11		105	9	8	86	103					
9		18		183	9	6	77	92					
10		31		358	2	5	21	28					私立英学塾が「中学」に変更
11		65		514	0	2	26	28					
12		107		677				784					従来外国語学校を「中学」に計入
13		137		50				187	433	1583	2016		教育令により「各種学校」欄新設 ここへは「小学中学若クハ専門学 校ノ資格ニ適合セサルモノ」が計 入された。
14	1	88	70	14				173	9	324	1468	1801	明治14年度より官立、府県立町村 立、に分けて統計をとるようにな った。
15	1	79	83	9				172	4	84	1131	1219	
16	1	75	91	6				173	4	44	1230	1278	
17	1	76	54	2				133	8	49	1269	1326	「中学校ノ正格」に合致しないも のは高等小、「各種学校」へ
18	0	70	34	2				106	10**	53	1388	1451	官立大坂中学校は改組して大学分 校となる
19		48	6	2				56	10**	35	1562	1607	

* 法令上の規定では明治12年まで（教育令発布以前まで）は「中学」、それ以降は「中学校」である。

** うち文部省立2校（音楽取調掛音楽教場訓盲噓院）を含む。

本年報ニハ之ヲ中学校中ニ算入セルモノ有ルヲ以テ右増加ノ原因ナリシモノモ亦甚少シトセス⁽²²⁾と「年報」では述べている。

このように、明治11、12年度においては、もともと「中学ノ品格ヲ備」えていないもの、あるいは、外国語学校も中学校数に含めて数えられていた。しかし、明治13年度になると、「年報」の「例言」に「明治十二年制定教育令ノ趣旨ニ遵依スルヲ以テ大ニ前年報ト異ナル所アリ」とある様に、教育令に規定された「各種学校」の項が新たに設けられ、「従前、教授科目等ノ完備セサルモ其程度稍々高等ニ位スルモノニシテ仮ニ中学校ニ計入セン私立学校ノ如キハ概ネ中学校ノ正格ニ合セサルヲ以テ其主眼ノ学科ニ由リ之ヲ査別シテ各種ノ学校ノ一部ニ計入セリ⁽²³⁾」といわれる様になった。

これは、明治11、12年度と同13年度では、「年報」の統計基準が明らかに異っていることを示している。すなわち、明治13年度の統計では、従来「仮ニ中学校ニ計入セン私立学校」のうち「中学校ノ正格ニ合セサル」ものは「各種ノ学校ノ一部」に計入するようになった。従

って「中学校」として計入されたものは、中学校に必要な然るべき「教授科目等ノ完備」した「中学校ノ正格」に合致したものについてのみになったのである。

それ故、明治13年度において、前年度に比べて中学校数が「激減」したのは、この「年報」の統計基準の変化により生じたものであると見るべきであろう。因みに、この年初等、中等などのレベルの違いと、漢学、算術など学科目の多様さをもった「各種ノ学校」は、2016校を数えた⁽²⁴⁾。

明治13年度における中学校数の「激減」が文部省の統計基準の変化によるものであることは、中学校数の変化を私立中学校と公立中学校の数の変化とを対照させてみるとなお一層はっきりする。すなわち、中学校数の総計においては784校から187校へと「激減」しているが、このうち、私立中学校が677校から50校へと「激減」した一方、公立中学校は107校から137校へと30校増加しているのである。そして、明治14年度から16年度まで公立中学校は漸増を続けるが、16年度には、私立中学校は6校を数えるだけになった。この期間における私立中学校数

の減少は多くのばあい「学科の区別中学に協はず」⁽²⁵⁾各種学校に編入されたり、「教員が高等普通学科を教授するに堪へず、漢籍私学に転じた」⁽²⁶⁾などの理由に拠っていた。

こうした中学校数の減少は、明治17年度以降には、公立中学校にも現われてくる。すなわち、明治16年度まで上昇傾向にあった公立中学校も、同16年度から17年度には167校から131校へと36校、同17年度から18年度には131校から105校へと26校減少した。このうち大半は町村立中学校であるが⁽²⁷⁾、それは「年報」によれば、明治17年の中学校通則の基準に照して「数校相集リ完全ナル学校」として中学校が整備されたこと、また中学校通則の基準を充さない旧「中学校」が「高等小学校又ハ各種学校」へと名称を改めたことによる「統計上一時ノ変化」であった⁽²⁸⁾。

これまでにみた明治10年代における中学校数の変化は明治12年度から13年度、同16年度から17年度、同17年度から18年度にかけてそれぞれ際立った特徴を示していることがわかる。すなわち、それぞれの時期には「年報」でも説明されているように、教育令、中学校教則大綱、中学校通則など法令が出された時期とほぼ対応している。そしてそれは中学校に関する法令上の諸規定が変化するのに伴って、中学校数として記入されるのは、それらの法令に定められた条件を満たすものに限られるようになったのである。従って、明治10年代においては中学校が他の教育機関と区別され、法令上実際に明確になってきたといえる。

それはまた、この時期に、他の学校階梯と区別した中学校というものに対する教育要求、社会的な要求が、次第に鮮明になって来たことの現われとみることができる。それ故、このような水準と内容をもった中学校教育すなわち中学校の整備を求めた明治初年代から10年代へかけての社会、教育要求の変化、発展をみるものが求められるだろう。

II 学校整備の背景

——明治10年代における教育要求の発展——

1. 明治初年代の社会的変化

維新政府の当面する課題の一つに封建制をあらため、近代国家の基礎たる財政的基盤を確立するために、経済政策において世界市場を意識した政府の保護育成政策をとることが必要とされていた。その前提条件づくりとして、まず「関所の撤廃、交通の自由の認可」⁽¹⁾、「職業の自由」⁽²⁾を実施した上で、農業において「農民における

職業及び経営の自由」⁽³⁾の認可、地租改正すなわち「租税の統一画一化」⁽⁴⁾、商業、工業においては官営模範工場による西洋の工業技術の輸入、大企業組織の基礎としての会社、銀行の奨励⁽⁵⁾など、個々の産業の分野に対して具体的施策をもって乗りだした。また、政府の財政的信用獲得をめざして新貨幣制度を確定したのであった。

かかる政策は、日本の社会に「明治政府がさきに巨万の資を投じて設立せし模範工場の功著しく顕れしかば、民間においても亦これに模倣して工場を組織するものいできたれり。かの機械製系、綿糸紡績、煉瓦製造、セメント製造の如きは、維新後における工業の一大進歩」⁽⁶⁾をもたらした。

また、この頃、かかる「世界の形勢を察し、外国人の庸技師を使ひこなし、西洋流の簿記法を応用し、大仕掛の大仕事をなす」⁽⁷⁾ことができたのは、当時の条件のもとでは「町人よりも武士」⁽⁸⁾であった。こうして、維新时期当初において、日本の産業、技術をはじめ、社会的諸制度の“改革”において、旧士族が指導的役割を果すこととなった。そのもとで外国人技師および学者は、新しい欧米の文物制度を日本にもたらしたのであった。この中で、いわば指導的“人材”が養成されていった。

しかし、限られた“人材”ばかりでは新しい産業、技術を進展させることはできない。そのような新しい社会に適応し、働くことのできる“人材”が広く求められるようになった。維新によって四民平等が行なわれ、職業選択の自由が国民一般に付与されたということは、一方において、そのことが可能な前提条件を政府が国民に対して準備することの必要性を生ぜしめた。ここに「智識ヲ世界ニ求メ」⁽⁹⁾「我国未曾有ノ変革」⁽¹⁰⁾をなすことを志向した維新政府が「人民自ら其身を立て其産を治め其業を昌にして以て其生を遂るゆゑんのものハ他なし身を修め智を開き才芸を長するにより而て其身を修め智を開き才芸を長するは学にあらされるもの能はず是れ学校の設あるゆゑんにして日用常行言語書算を初め士官農商百工技芸及び法律政治天文医療等に至る迄凡人の営むところの事学あらざるはなし」⁽¹¹⁾と「人民」一般にむかって「学事奨励」をおこなった所以がある。そして、かかる具体的施策として「小学校ハ教育ノ初級ニシテ人民一般必ス学ハスンハアルヘカサルモノ」⁽¹²⁾として、「厚クカヲ小学校ニ可事」⁽¹³⁾という方針のもとに小学教育の普及をはかったのである⁽¹⁴⁾。

こうした政策が、政府によっておしすすめられた時期に、板垣退助、大井憲太郎らと加藤弘之、福地源一郎らとの間に民撰議院設立の時期をめぐる論争があった。それは教育史の上からは、当時の日本の国民の教養、開

明の程度などの評価と国民に対する教育方針をめぐっての問題とみることができる。

すなわち、加藤は「国家治安の基礎を固ふする公議を張るより善きはなし」⁽⁴⁵⁾と議会の必要性を認識していたが、そのためのさしあたっての「一難事」⁽⁴⁶⁾は「吾邦」⁽⁴⁷⁾が「開化未全」⁽⁴⁸⁾「無智不学の民多き」⁽⁴⁹⁾ことにあり、「今遽かに議院を立るは是れ天下の愚を集むるに過ぎざる耳」⁽⁵⁰⁾と時期尚早論を唱え、「且く斯議院を措ひて専ら心を教育に用ふ可し」⁽⁵¹⁾と主張した。これに対して板垣らは、「夫れ人民の爲め其教育を主張する者は固より仁人の事なり。然るに足下の曾て一言も人間脳力上の教育に論及せざるは何ぞや。……吾輩所謂の人民をして学且智而して急に開明に進ましむるの道は即ち民撰議院を立つるに在る所以の理を明白にせん」⁽⁵²⁾と民撰議院の設立こそ「人民」を開明に進ませる方法だとした。

ここには、人民の開明という目標に到達するための手段について、民撰議院設立をすすめる中で行なうのか、教育を先にするかという点で主張の相違がある。しかし、このような論争があったということは、それ自体、「学制」期における文部省の政策、すなわち「人民」一般に「人間普通日用の学」を施すことの必要性が政府内部のみならず、社会的世論として形成されていたことを示すのではなからうか。だからまた「学問とは唯むずかしき文字を知り解しがたき古文を読み、和歌を詠じ、詩を作るなど世上に実のなき文学ということではござりませぬ。……今かかる実なき学問はさておき専ら勉むべきは人間普通日用の学問でござる」⁽⁵³⁾とまで言われるようになったのであろう。

2. 明治10年代における教育要求の発展

以上のような、明治初年代における新しい産業・技術の奨励、西洋の諸制度の導入のなかで、西南戦争を経た後、すなわち明治10年代に入ると「天下いよいよ静謐に帰し、十八九年ごろに至りて西洋に模倣せし、百事の制度も完備し、これと同時に工業も亦漸く復古するものいできぬ。……又地方制度の完備するや地方長官が其管轄内の物産に保護奨励を加へしかば、我工業社会は明治十八年東京に開かれたる五品共進会の後、俄かに勃興し来りて、隆運を見るにいたれり」⁽⁵⁴⁾と評価されるまでに発展する。

すなわち、政府は明治13年「工場払下概則」を出し、土族授産を行ない、「民間」私企業⁽⁵⁵⁾の育成に務め、銀行・会社制度の奨励、貿易の促進などを進めた。加えて、明治14年に「国会開設の詔勅」を出し、来るべき明治23年の国会開設へむけて、国家の諸側面にわたって体制を

整えるべく歩みだしたのであった。

このような社会、産業の変化はそれまで進行していた小学教育の普及と東京大学の“整備”のみでは負うことができないことを示していた。このことを示す一つの顕著な事実、明治11年田中不二麻呂文部大輔の「日本教育令」の上奏から、同12年9月教育令発布と「学制」廃止に至る論議である。

田中不二麻呂は、明治11年5月「日本教育令」の上奏文の中で「学制頒布以降茲ニ五閏年教育ノ途漸ク開ケ奎文ノ景象ヲ社会ニ現シシハ固ヨリ氣運ノ然ラムル所ト雖畢竟其功ヲ学制ノ力ニ帰セサルヲ得ス」⁽⁵⁶⁾と「学制」の果たした役割を肯定的に評価した。しかし「今学制ノ条欵ニ就キ反覆審査シテ之ヲ目下ノ情況ニ照シ之ヲ将来ノ進度ニ測レバ往往加除訂正ヲ要スヘキモノアリ」⁽⁵⁷⁾と「目下ノ情況」⁽⁵⁸⁾と「将来」の進展からみると、「学制」を改めざるを得ない時期に来ていることを説くのであった。

こうした田中の「学制」頒布以来の日本の学校、教育に対する評価と、「学制」改正の必要に対する認識は、上述の社会的変化と同時に、当時の小学教育の普及、中学の増加、設置状況に由来する教育要求の変化、発展からみて根拠のあることであった。

つまり、「学制」頒布によって明治初年代に生じた重要な変化は、文部省が「厚ク力ヲ小学校ニ可用事」の施策を行なった結果、「小学」就学率が順次上昇し、「上等小学」生の占める割合も漸増し、その中で「小学ノ課程ヲ卒ヘテ高等普通学科ニ入ランコトヲ願フノ生徒」が「頻々輩出」するようになったことである⁽⁵⁹⁾。

III 中学校整備の意義

ところで、明治初年代から10年代にかけての社会の変化、教育要求の発展からみると、さきに指摘した「学制」と教育令のもとでの法令の相違と中学校数の統計上の変化は、どのような意味をもっているのだろうか。ここでは、明治10年代における中学校整備を、第一に中学校の目的、第二に中学校の教育内容、水準が高くなり、かつ具体的になったこと、第三に教育制度の普及と整備の三つの面からその意義について考えてみたい。

1. 中学校の目的

すでに見たように、教育令のもとでは、中学校の目的は「高等ノ普通学科ヲ援クル所ニシテ中人以上業務ニ就クカ為メ又ハ高等ノ学校ニ入ル為メニ必須ノ学科ヲ授クルモノ」とされた。明治14年度の「年報」では中学校の

目的について次のように述べている。

「抑モ中学校ハ高等ナル普通学科ヲ授ケ以テ中人以上ノ業務ニ就キ又ハ高等ノ学校ニ入ル資ヲ此ニ得シムルヲ以テ其教育ノ本旨トス故ニ其成業者ハ直ニ社会ニ自立シテ世務ニ当リ若クハ更ニ尚ホ高尚ノ学芸ヲ専修シテ他日ノ大成ヲ期スル等何レモ皆中人以上即チ国家ノ支柱タルヘキノ人士ナレバ教育ノ化及スル所其影響甚大ナラスヤ」⁽¹⁾

ここでは、中学校の目的にかかげられた「中人以上ノ業務」に就くとは、「直ニ社会ニ自立シテ世務ニ当」ることまで求められていることがわかる。そして、中学校の卒業者は「高尚ノ学芸ヲ専修」するようになって、いずれの場合も「中人以上即チ国家支柱タルヘモノ人士」となるととらえられている。それ故、「中人以上ノ人士」という言葉がどのような意味をもっていたかを知ることが、この時期の中学校の機能をしることになる。

この「中人」という言葉は、明治15年になると文部省によってなお一層はっきり説明される。

すなわち、明治15年12月、九鬼文部卿代理は中学校の二つの目的を述べた後に、中学校は「国家ノ經理上最モ欠クヘカラサルモノ」と位置づけた⁽²⁾。ここで「国家ノ經理上」⁽³⁾の必要性とは中学校を卒業した者が「中人以上ノ位置ニ立チ地方ノ先進者」⁽⁴⁾になり、「管内各地方ニ於テ中正ノ業務ヲ執テ公益トナルヘキ事業ヲ起サンメ」⁽⁵⁾ようになることと結びついて説明されている。また、中学校を卒業した者が「高等ノ学校」⁽⁶⁾に進み「学士ヲシテ全国各地方ニ散在センメ以テ国家ノ文運ヲ振興セントス」⁽⁷⁾るのは、「各府県ノ公益亦極メテ大」⁽⁸⁾であるとみていた。それ故「各府県ノ中学卒業生ヲシテ」⁽⁹⁾東京大学に入学させることが各府県に奨励され、同時に「益々中学校ノ準備ヲ完全」⁽¹⁰⁾にすることが強く要請されたのであった。

「年報」や九鬼文部卿代理の説明から、中学校に課せられた「中人以上ノ人士」の養成とは、中学校卒業後直ちに「業務ニ就」くとしても「高等ノ学校」へ進むとしても、その卒業直後の進路にかかわらず、結果として卒業生が後に「地方ノ先進者」となることを意味していたといえる。「地方ノ先進者」とは役人（官公吏）、地主、事業の経営者、教師、地方議会の議員などであろうことは、すでにみたことから推察できる。

以上のことから、中学校の二つの目的規定は、当時の日本の社会、産業の変化、発展の中で求められた“人材”、“地方ノ先進者”の養成と直接結びついて捉えられていたことがわかる。

2. 中学校の教育内容、水準の明確化と形態の整備

このような中学校の目的を果すために、中学校は「高等ノ普通学科ヲ授クル所」とされた。

これは、教育内容、レベルからみると、従来の「一二ノ国典漢籍」のみの教授では中学校と認めなくなったこと、従って中学校の教育内容の基準が具体的にになりかつ、レベル一定になったことを示している。

すでにみたように「学制」の「中学」は、その規定自体に様々な教育内容を教えることを認めていたから、「学制」期の「中学」は、「私立学校ノ如キハ或ハ英学ニ偏シ或ハ漢学ニ偏シ或ハ主トシテ一二学科ヲ授クルモノアリ」⁽¹¹⁾「専ラ外国語学ヲ教授スルニ傾キ或ハ一二国典漢籍ヲ講究スルニ偏シテ都テ普通学科ノ真面目ヲ具有セサルモノ」⁽¹²⁾がある、などのごとく、まちまちの内容を教えていた。

しかし、教育令のもとで、中学校教則大綱が出されると「各府県ニ於テモ該大綱ノ旨ニ遵テ教則ノ改正ニ起手セリ是ニ於テ各地方所在ノ中学校ハ従来ノ面目ヲ改更スルモノ多ク彼ノ教科不完全ニシテ漢籍若クハ英書等ノ講読ニ偏倚シ中学教育ノ目的ニ全ク背什スルカ如キモノノ幾ント希ナルニ至レリ」⁽¹³⁾と「年報」が述べるように、各府県は、教則を中学校教則大綱にそって改めるように務めた。すなわち、表2⁽¹⁴⁾にある様に、明治16年度には、中学校数172校のうち、「旧教則ニ拠ルモノ」は、25校であり、府県立中学校に限れば、2校のみになっている。そして、この段階では、「教科不完全ニシテ漢籍若クハ英書等ノ講読ニ偏倚」⁽¹⁵⁾するのは「中学教育ノ目的ニ全ク背戻スル」⁽¹⁶⁾という判断に文部省は立っている。このような評価、判断のもとに、中学校の「高等普通学科」は「初等中学科」19学科目、「高等中学科」12学科目という内容をもつことが示されたのである。

更に注目すべきは、中学校がこれらの内容とレベルを維持することと結びついて、教員、施設、教具の必要が認識されていたことである。明治16年度の「年報」は、府県の中学校で中学校教則大綱の実施が進められる一方で、「新ニ教員ヲ聘シテ教授ノ方法ヲ更革シ務テ科学的ノ教授ヲ進メテ文学的ニ偏スルノ弊ヲ矯ムル等主トシテ教旨ノ改良」⁽¹⁷⁾の着手がされたと述べている。

ここで「文学的」に対比されて用いられた「科学的教授」とは、例えば理学においては次のようにとらえられる。

「生理、動物、植物、金石、物理、化学ハ唯学理上ノ説ヲ講スルニ止マラス務メテ器械上ノ試験又ハ実物標

表2 中学校教則大綱実施に関する調査

		府県立 中学校	町村立 中学校	私立 中学校	総計
		校	校	校	校
明治十五年 度	高等・初等両科を備ふるもの	33	14	—	47
	初等科のみを教授するもの	29	26	4	59
	改正教則を実施せざるもの (従前の教則に拠るもの)	17	44	5	66
	計	79	84	9	
明治十六年 度	初等・高等二科を具ふるもの	45	31	—	76
	初等科のみを教授するもの	28	40	3	71
	旧教則に拠るもの	2	20	3	25
	計	75	91	6	

品模型絵図等ノ観察ニ依テ明晰着実ノ教授ヲナシ其真理ヲ了解センメ又広ク实用ニ供スルノ方ニ索メ其実物標品ノ如キハ主トシテ本邦産スル所ノモノヲ蒐集スヘシ⁽¹⁸⁾

すなわち、中学校の理学において「学理上ノ説ヲ講スル」だけでは、その目的を達することはできない。「器械上ノ試験」「実物標品模型絵図等ノ観察」という教授方法を用い、「広ク实用ニ供スル」程度まで身につけることが求められた。この目標は、「其理ヲ了解センメノコトヲ要ス」⁽¹⁹⁾という小学校の物理教授と区別した「精神ヲ鋭敏ニシテ考究ノ力ヲ養成シ独立シテ物ヲ考フルコトニ慣レサシメサル可ラス」⁽²⁰⁾という中学校の目標の中で示されたものであった。ここでは、「科学的教授」を行なうために、「実物標品模型絵図」「器械」などの教具の必要がとらえられている。従って、すでにみた中学校通則の「教授上必須ノ図画及博物物理化学等ノ器械標本類」を備えること、設備において「物理化学ノ試験室」などをもつことは、中学校が「科学的教授」を行なうためには、欠くことのできない前提条件であったともいえる。

また、中学校の教員のうち少なくとも三人は「中学師範学科ノ卒業証書又ハ大学科ノ卒業証書ヲ有スル者」とするという中学校通則の規定も、「教員ハ少クモ中学師範学科卒業生一名理学士一名文学士一名ヲ任用シ主トシテ重要ノ学科ヲ負担センメノコトヲ要ス蓋シ文学士ハ文学上ノ諸学科ニ概通シ理学士ハ理学上ノ諸学科ニ概通シ中学師範学科卒業生ハ汎ク普通ノ学科ニ涉猟シ殊ニ教育学ヲ修メタルヲ以テナリ」⁽²¹⁾と「理学士」「文学士」「中学師範学科」卒業の者の三名の如く、具体性をもってその必要がとらえられていた⁽²²⁾。

このように有資格教員の必要が認識されていたが、大学免状は東京大学、また中学師範学科は全国でわずか数校⁽²³⁾という当時において「学士若クハ中学師範学科卒業

生等ヲ聘スルモノ多ク而シテ教授上モ亦欠乏ノ憂ナキカ如シ」⁽²⁴⁾と、需要に充分対処できるといえない状態であった。従って明治17年8月にだされた「中学校師範学校教員免許規程」はその中において、中学校通則第四条の但書「本文ノ証書（中学師範学科ノ卒業証書、大学科ノ卒業証書——引用者註）ヲ有セスト雖トモ府知事県令ニ於テ相当ノ資格アルト認ムル者ハ文部卿ノ許可ヲ経テ之ニ代フルコトヲ得」という規定の「相当ノ資格」に一定の全国共通の基準を与える意味をもっていたとみることができよう。つまり、当時において免許制度の実施をも含めて、広く有資格教員を中学校に配置することが中学校にとって重要な課題とされていたといえる。

中学校の諸々の基準は、中学校の目的と結びついて形成されていたことをみてきた。ところで、この基準は、教育機関の形態において「私宅ニアリテ教」える塾という形態ではその条件を満すことができないことに着目したい。それはまた、「学制」において「中学」の一形態としてみなされていた教育機関の形態が、教育令においては、中学校という教育機関の形態とはしていないという事実への着目でもある。

すなわち、「塾」という教育機関の形態は「私宅ニアリテ中学ノ教科ヲ教ルモノ教師タルヘキ証書ヲ得ルモノハ中学私塾ト称スヘシ」と「学制」にあるように、「証書」をもった者が督学局に届け出て、「私宅」で「中学教科」を教えれば⁽²⁵⁾、「中学私塾」とすることができた。ここにおいて、「中学」という教育の水準を示すものは、そこで教える教師が、いかなる水準の教育を施す資格もっているかという教師の資格に属していた。しかも、「学制」においては「中学」が特別の施設、教具を備えることもその要件としては特に規定していない。だからまた、「外国語学」でも「一ニ国典漢籍」のみの教授でも、それが「中学」レベルならば「中学私塾」と称することも可能であったといえる。

しかしながら、教育令のもとでの中学校とは、すでにみてきたように、単に一教師あるいは一学科のレベルによってその教育機関の水準が測られるのではなかった。ここで中学校とは中学校教則大綱に定められた「高等ナル普通学科」を教科組織としてそなえ、しかもそれらを教授する前提条件として施設、設備、書籍器械、三人以上との有資格教員などを具備してはじめてその名を冠することができた。従って、このような条件は一教師が「私宅」で教えるという「塾」の形態では、その形態のもつ制約から満すことが不可能であることが示されるだろう⁽²⁶⁾。

3. 教育の普及と学校制度の整備

教育令のもとで中学校の目的、諸々の基準が明確になったということは、一面、他の学校階梯との関連で中学校の位置が明らかになったことの現われである。それ故、教育令のもとでの中学校の整備は、学校制度の整備という面からも評価されるべきであろう。

「学制」のもとで設置された「中学」は明治9年から12年にかけて201校から784校へと急増したのはすでにみたとおりである。このときの「中学」の機能は「(中学という) 名称のみに止まり、小学教育に従事するものの養成所」であったり、「学令以上小学ニ従事スル能ハサル者ハ皆中学ニ入り講習スト雖モ教則多クハ従来ノ漢籍ニ因リ教員モ亦其人ヲ得サルヲ以テ見ルニ足ルモノナン」と「学令」を過ぎたる子弟を対象とする教育機関であるというように様々であったといわれている。この「中学」の多くは私学に負っており、一校あたり教員平均人数は1.8人であった、その中で慶応義塾、東奥義塾、攻玉社、同人社などごく一部のものを除いてはそのほとんどが私塾形態の「中学」であった。また「公立中学」も「変則中学」あるいは「外国人ヲ以テ教師トスル学校」などが多く、修業年限も「概ネ土地ノ便宜ニ由ルヲ以テ最モ短キモノヲ二年トシ最モ長キモノヲ六年トシ或ハ五年或ハ三四年長短各均シカラス」⁽²⁶⁾とまちまちであった。

わが国の学校、教育一般が「時尚草創ニ属」した「学制」期すなわち「下級段階の学校より中級、上級段階の学校と順を追って整備される時間的な余裕がなく、あらゆる段階の学校が同時に開校されなければならない当時」⁽²⁷⁾にあっては、実の伴わない「中学」の存在も考えられうることだろう。

しかしながら、「学制」公布後数年を経ると事態は変化する。すなわち、小学教育が普及し、「上等小学」生の占める割合が漸増し、その中から「高等普通学科」の

教育を受けることを希望する生徒が次第に増加して来る。そして「各地方ニ於テモ中学校ノ設置漸ク増加シ其学科ノ利便ニ涉レルヲ以テ遂ニ外国語学ノ生徒ヲシテ中学校ニ転入」⁽²⁸⁾する事態もおこるなど、中学校に対する要求も高まって来る。一方東京大学も明治10年に体制を整え発足した。

こうして、教育令をだすという段階では、「中学」それ自体の整備とともに「大小上下脈絡貫一」⁽²⁹⁾させるという学校制度上の課題も生れてくるのであった。

すなわち、「学制」においては、「中学ハ小学ヲ経タル生徒……」とあって「小学」と「中学」の間は、法制上接続している。しかし、大学は「高尚ノ諸学ヲ教ル専門科ノ学校」⁽³⁰⁾とあって、「中学」と「大学」の接続関係は定められていない。これに対して、教育令のもとでは、中学校教則大綱が「初等中学科ヲ修メントスル生徒ハ小学中等科卒業以上ノ学力アル者タルヘシ」「高等中学科卒業ノ者ハ大学科高等専門学科等ヲ修ムルヲ得ヘシ」と中学校への入学資格および卒業によって得られる資格を示すことによって、中学校を中心として小学校、大学、専門学校という他の階梯の教育機関との接続関係を明らかにした。

加えて、明治16年1月、東京大学予備門に英語学専修課が設置され⁽³¹⁾、東京大学がはじめて、「高等中学科」修了者を直接ひきうける途を開くという、実際の上からも、「大小上下脈絡」はついたのであった。

小学校、中学校、大学校などの間の接続関係が明らかになったということは、個々の教育機関の目的とそれに由来する教育の水準、内容が学校制度全体の中で明確に位置づけられたことを意味する。これを中学校にそくして考えると、中学校は「小学中等科」より上のレベルで、かつ「高等中学科」を卒えるまでには、大学校、高等専門学校に入るだけのレベルと内容をもった“学力”を身につけることが要求される。しかも、中学校一般と大学校との間に直接の接続関係ができたということは、中学校が全国的に一定の共通の水準を満たした教育を行なうことが前提とされる。

こうしてはじめて中学校は学校階梯の中でしかるべき位置を占めることが可能になったのであった。⁽³⁴⁾

註

はじめに

- (1) 教育令第四条
- (2) 文部省 第二十八号達
- (3) 文部省 第二号達
- (4) 阿部重孝「明治初年の中等教育」, p. 196—97, 『教育改

革論』所収明治図書刊。

- (5) 桜井役, 「中学教育史稿」 p. 119 1942. 1 受験研究社増進堂。
- (6) 阿部重孝前掲論文 p. 195
- (7) 宮原誠一・宮坂広作「青年期教育の歴史」 p. 275, 『岩波講座現代教育学 16』所収, 1961刊。
- (8) 山内太郎「教育令期文政にうかがわれる中学校観の特質と意味」 p. 156, 野間研究所紀要第27集『学校観の史的研
究』1972. 3 刊所収。
- (9) 同上 p. 156
- (10) 同上 p. 156
- (11) 桜井役 前掲書 p. 141
- (12) 宮原, 宮坂 前掲論文 p. 273—274
- (13) 山内太郎 前掲論文 p. 155—156
- (14) 本論文でとりあげた先行研究は, わが国の中等教育を草創期も含めて研究対象としているものに限った。通史や教育令をめぐる研究などの中での評価の検討については, 後日あらためて行ないたい。
- (15) これまでの研究において教育令は例えば「教育令においてもまた改正教育令においても, 小学校に関する事項については比較的詳細に規定されていたが, 中学校に関してはきわめて一般的な規定が設けられていたにすぎない」(中島太郎「近代日本教育制度史」 p. 127—28) 岩崎書店, 昭和 41. 5, のごとく, 中学校に関する規定が一条(明治12年)あるいは二条(明治13年教育令改正)にすぎないという理由であまり重視されてこなかったように思われる。

1

- (1) 教育令第五十条は明治13年の教育令改正によって追加。
「各府県ハ土地ノ情况ニ随ヒ中学校ヲ設置シ又専門学校農学校商業学校職工学校等ヲ設置スヘシ」
また, 教育令は同18年にも改正されたが, このときも中学校の目的規定は変化していない。
- (2) 中学校教則大綱は「中学科ヲ分テ初等高等ノ二等トス」(第二条)とし, 「中学校ノ修業年限ハ初等科ヲ四箇年トシ高等科ヲ二箇年トシ通シテ六箇年トス」(第十一条)とした。
- (3) 中学校教則大綱第五条
「中学校ニ於テハ土地ノ情况ニ因リ高等中学科ノ外若クハ高等中学科ヲ置カス普通文科, 普通理科ヲ置キス農業, 工業, 商業等ノ専修科ヲ置クコトヲ得」
- (4) 当時小学校は「初等中等高等ノ三等」に分けられ, それぞれの修業年限は3年, 3年, 2年であった。従って「小学中等科」修了とは小学校6年の課程を終えたことである(明治14年小学校教則綱領, 第一条及第六条)。
- (5) 中学校教則大綱では「普通文科」「普通理科」についても学科目をあげているがここでは省略する。
- (6) 中学校通則 第五条
- (7) 中学校通則 第六条
- (8) 明治十七年八月文部省達第八号
- (9) 教育令と中学校教則大綱, 中学校通則の関係は, 「太政官布告」と文部省の「達」という点では後二者は前者の下位法に位置づけられると考えられる。しかし, 内閣制度樹立以前の法令研究は, それ自体検討されねばならないが, この点については今後の課題としたい。
- (10) 「学制」第二十九章
「中学ハ小学ヲ経タル生徒ニ普通ノ学科ヲ教ル所ナリ分テ上下二等トス二等ノ外工業学校商業学校通弁学校農学校諸民学校アリ(此外廃人学校アルヘシ)」
- (11) 「変則中学」については「当今中学ノ書器未タ備ラス此際

在来ノ書ニヨリテ之ヲ教ルモノ或ハ学業ノ順序ヲ踏マシテ洋語ヲ教ヘ又ハ医術ヲ教ルモノ通シテ変則中学ト称スヘシ但私宅ニ於テ教ルモノハ之ヲ家塾トス」(第三十章)とある。また, 本文であげた「中学」の外に, 「学制」では「当今外国人ヲ以テ教師トスル学校ニ於テハ大学教科ニ非サル以下ハ通シテ之ヲ中学ト称ス」(第三十一章)のように「外国人」を教師とする学校も含まれていた。

- (12) 中学校教則大綱第一条
- (13) 教育令第四条
- (14) 註(1)参照
- (15) 「学制」第四十一章
- (16) 中学校通則第四条。なおこの但書で「但本文ノ証書ヲ有セスト雖モ府知事県令ニ於テ相当ノ資格アリト認ムル者ハ文部卿ノ許可ヲ経テ之ニ代フルコトヲ得且高等中学科ヲ置カシテ農業工業商業等ノ専修科ヲ置キ又ハ初等中学科ノミヲ置クモノハ文部卿ノ許可ヲ経テ本文ノ制限ヲ斟酌スルコトヲ得」と大学科, 中学師範学科の卒業資格のないものに対する規定も行なっている。
- (17) 「学制」第三十二章
- (18) この私塾, 家塾は「小学」についてもある。第二十一, 二十三, 二十八章参照。
- (19) 「年報」の統計をもとに作成した。「各種学校」「外国語学校」をあわせて一覧表にしたのは, 外国語学校から中学校に転じたり, あるいは明治13年後から設けられた「各種学校」は従来「小学, 中学, 若クハ専門学校」であったものが, 入れられるようになったので, これらの変化も中学校(中学)数との変化をあわせてみる必要があるだと判断したからである。
- (20) 文部省第六年報(明治11年)
- (21) 文部省第七年報(明治12年)
- (22) 文部省第七年報 p. 7。この年度の「年報」の統計から外国語学校が除かれた。すなわち, 「前年報(明治11年度——引用者註)ニハ洋語及ビ漢籍ヲ以テ教授セル所ノ学校ハ総テ之ヲ外国語学校中ニ計入セシト雖モ本年報ニハ此等ノ学校ニシテ専ラ語学ノミヲ教授スル者ハ之ヲ別チテ専門学校中ニ計入ス」(p. 34~35)と説明されている。従って, 明治12年度には従来の外国語学校が, 「中学」と「専門学校」に区別され, 統計上処理されたと判断される。
- (23) 文部省第八年報(明治13年)
- (24) これについては, 府県別の統計調査を整理することが求められるが, 近くあらためて発表したい。
- (25) 『明治以降教育制度発達史』 p. 139
- (26) 同上 p. 139
- (27) 文部省第十二年報(明治17年)では, 「町村立」「私立」の減少を次のように述べている。
「官立及ヒ府県立ト町村立及ヒ私立トハ其教員生徒ノ増減宛モ反対ノ関係ヲ有セリ是レ其学校ノ増減ニ由ルト雖モ独リ甲ノ増加ニ至リテハ必シモ然ラサルモノアリ蓋シ世ノ青年子弟ニシテ高等普通科ヲ修メントスルモノハ文運ノ進歩ニ従ヒ務メテ完全ナル学校ヲ選フヘク又嚮ニ各地方ノ中学校ヲ改良スルニ当リ先ツ府県立ヨリ起手セシヲ以テ其効ノ今日ニ頭レタルコトモ亦其一因タラスンハアラサルナリ」(p. 18~19)
- (28) このように, 当時の中学校数の変化が生じたということは, 従来の「中学」は, 「各種学校」として存続しているものもあるという点では, 教育機関そのものが中学校教則大綱や中学校通則のために「消滅」させられたと断定することは困難であろう。従って「はじめに」ふれた宮原, 宮坂らの評価もこのような点から再考されることが求められているように思われる。

II

- (1)~(4) 加田哲二「社会史」p. 131~138「現代文明史」Vol. 11, 昭和15年8月, 東洋経済新報新刊。なお本節は, 本書に負うところが大きい。
- (5) 日本における銀行の設立は, 明治5年11月15日「太政官布告第参百四拾九号」をもって行われた。
- (6) 横井時冬「日本工業史」明治30年刊。
- (7) 山路愛山「現代金権史」p. 12, 筑摩書房明治文学全集「山路愛山集」所収。
- (8) 同上書
- (9)~(11) 「学事奨励に関する被仰出書」(太政官布告第二百十四号)
- (12) 「学制」第二十一章
- (13) 明治五年文部省より出された「学制着手順序」の第一項目にある。
- (14) 「学制」の評価についてはなお議論のあるところだが, ここでは, 当時の日本の社会的変化がもたらした教育の必要性という角度からみた。
- (15)~(19) 『自由党史』(岩波文庫版) 上巻, p. 97
- (20) 同上, p. 100
- (21)~(22) 同上, p. 108
- (23) 『明治文化全集』文明開化篇 p. 122
- (24) 横井時冬前掲書。
- (25) 例えば「綿糸紡績業」の工場数の推移は次の通りである。(前掲加田 p. 251 に拠る)

年度	工場数	錘数	年度	工場数	錘数
明治14	7	16,204	18	20	65,420
15	13	28,204	19	20	65,420
16	16	43,704	20	19	70,220
17	19	49,704	21	24	113,856

- (26)~(28) 桜井役 前掲書
- (29) 「小学」就学率と上等小学在籍率の変化

年度	男	女	平均	上等小学在籍率
明治6	39.9%	15.1%	28.1%	
7	46.2	17.2	32.3	
8	50.5	18.6	35.3 0.1%
9	54.2	21.0	38.3	
10	56.0	22.5	39.9 0.8%
11	57.6	23.5	41.3	
12	58.2	22.6	41.2 2.2%
13				
14			 4.7%

(仲新『現代学校論』昭和24刊を参照して作成p. 32~40参照)

III

- (1) 文部省第九年報(明治14年) p. 17~18
- (2) 明治15年11月~12月「府県学務課長府県立学校長ニ親ク地方学事ノ実況ヲ諮ラカメ」の学事諮問会において九鬼文部少輔が「示論」したもの。「(文部省示論)として国立教育研究所所蔵。なお, これについては前掲山内太郎論文において詳しく紹介されている。
- (3)~(10) 同上
- (11) 文部省第六年報(明治11年) p. 8

- (12) 大坂中学校長の話, 『大日本教育会雑誌』拾壹号, p. 73
- (13) 文部省第九年報(明治14年) p. 17~18
- (14) 「年報」では明治15~16年度に中学校教則大綱の実施状況についての調査より作成。
- (15)(16) 文部省第九年報(報明治14年) p. 17~18
- (17) 文部省第十一年報(明治16年) p. 12
- (18) 前掲「文部省示論」
- (19) 小学校教則綱領第十八条
- (20) 村岡範為馳口述, 福島鳳一郎筆記「物理教授法」, 『大日本教育会雑誌』第参号, 明治17年1月刊。
- (21) 久保田謙「普通教育ノ施設」, 『大日本教育会雑誌』第五号 明治17年3月刊
- (22) 例えば, 県立熊本中学校は明治18年に生徒161名に対して, 正規の教諭5名, 助教諭5名, 教授方3名がいた。このときの「教員ノ資格」は「東京師範学校中学科卒, 東大予備門, 旧官立長崎師範学校卒, 旧熊本洋学校卒」各1名に, 「漢学専脩」2, 「英学ニ長ズル者」3, その他2名が「所長ノ学カヲ以テ二学科ヲ教授」となっていた。(以上, 明治18年「熊本県年報」)
- (23) 当時中学師範学科があったのは啓明学校(石川県), 新潟学校, 長崎県師範学校などである。桜井役前掲書 p. 93~95 参照。
- (24) 文部省第十一年報(明治16年) p. 12
- (25) 「学制」第四十三章
「私学私塾及家塾ヲ開カント欲スル者ハ其属籍住所事歴及学校ノ位置教則等ヲ詳記シ学区取締ニ出シ地方官ヲ経テ督学局ニ出スヘシ」
- (26) このことは, 例えば中学校と私塾形態の教育機関との財政規模の距りにも顕著にあらわれる。すなわち, 当時中学校通則などに示された基準を満たすための予算規模は次のように考えられている。
「第五経費……概算スルニ一校式百人ノ生徒ヲ養成スルトセハ通常一箇年ノ経費凡老万貳千円ヲ要スヘシ
校長給料 千五百円
高等教員 三千円
その他教員, 書記 三千円
雑給 千円
校費 千円
営繕費 千五百円
」
久保田謙, 前掲論文 p. 19~20, 本章註(2)。これに対して明治15年から19年まで開いていた大江義塾は, 生徒約20~50人に対し, 予算は明治15年から17年まで年間「老百七拾五円」, 同18年では「貳百六拾円」である。18年度の内訳は,
「教員年給 老百六拾二元
修繕費 参拾円
書籍器械費 四拾八円
雑費 拾円
計 貳百五拾円, 剰余金拾円」
となっている。(「大江義塾資料」水俣市淇水文庫所蔵)
- (27) 桜井役 前掲書
- (28) 文部省第六年報(明治11年) p. 8
- (29) 中島太郎『近代日本教育制度史』p. 54「はじめに」の註(15) 参照。
- (30) 文部省第五年報(明治10年)
- (31) 前掲久保田謙, 「普通教育ノ施設」。
- (32) 「学制」第三十八章
- (33) 東京大学予備門本費 英語専修課
「第一条 当課ハ地方中学校ニ於テ初等中学科或ヒハ高等中学科ヲ卒業シタル者ヲシテ当門(本費)或ハ本法法理文学部

ニ入ルニ便ナランメンカ為メ特ニ設置スル者トス」(『明治以降教育制度発達史』Vol. 2, p. 428)

この中学校と東京大学との直接の連絡は、地方の中学校に対して大きな影響を実際におよぼした。例えば、県立熊本中学校は、このことにより、明治16年度「教則ノ改正ニ着手」し、それを実施するために新たに「理化学器械書籍数十部」を購求した。そして同17年度には初等中学科卒業生7名のうち4名が東大予備門英語専修課に合格した(明治16, 17年度「熊本県年報」)。当時において、中学校に入るときある生徒はすでに次のようなことを考えている。

「熊本中学校の生徒は学問の点ではずいぶん推重されておりました。学生間にはおしもおされぬ存在でした。ほかの教科はよく存じませんが、英語はたしかに熊本の方が他の私立学校よりよく教育されていたとおもいます。おそらく

大学にすすむ基礎教科は熊本が整っていたでしょう。大学に進むのが目的で大学を卒業したら官界へ入ろうと考えており、それを本筋のように思っていました」(佐々乙氏の回顧談——熊本中学校に学んだころ)(明治19年11月県立熊本中学校進学) p. 20, 『日本談義』No. 79, 昭和32. 6刊。

34 この時期に中学校と大学との接続関係ができたことに対する評価はまだ充分行なわれていないようは思われる。実際、中学校から大学へ直接進んだ者がまだ少なかったということにそれは一因しているようだが、註39でも紹介したようにそのことによる地方中学校への影響とくに学科の整備などからみるならば、その意義は看過できないように思われる。この点についての検討は、他日改めて行ないたい。